

令和4年小田原市議会12月定例会議案説明資料

(議案第84号～議案第95号)

令和4年11月30日提出

目 次

○条例議案

議案第 8 4 号	小田原市個人情報保護に関する法律施行条例……………	1
議案第 8 5 号	小田原市個人情報保護審査会条例……………	3
議案第 8 6 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例……………	5
議案第 8 7 号	小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………	11
議案第 8 8 号	小田原市職員定数条例の一部を改正する条例……………	13
議案第 8 9 号	小田原市手数料条例の一部を改正する条例……………	14
議案第 9 0 号	小田原市久野霊園条例の一部を改正する条例……………	15

○事件議案

議案第 9 1 号	指定管理者の指定について（小田原市鴨宮ケアセンター）……………	17
議案第 9 2 号	指定管理者の指定について（小田原城天守閣ほか）……………	20
議案第 9 3 号	市道路線の認定及び廃止について……………	24
議案第 9 4 号	町の区域を越えた町道路線の認定に係る承諾について……………	30
議案第 9 5 号	工事請負契約の締結について（旧小田原市民会館解体撤去工 事）……………	32

條例議案說明資料

議案第 8 4 号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例

[制定理由]

個人情報の保護に関する法律が一部改正され、同法による制度が地方公共団体の機関に対し直接適用されることとなることに伴い、これまでの小田原市個人情報保護条例の運用を踏まえ、同法の施行に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 保有個人情報の開示

(1) 開示決定等の期限（第 3 条関係）

保有個人情報の開示決定等の期限は、開示請求があった日から 1 5 日以内（法定期限は、3 0 日以内）とすることとする。

(2) 開示請求に係る費用負担（第 4 条関係）

ア 写しの交付に係る実費の負担

写しの交付により保有個人情報の開示を受ける場合には、開示請求者は、当該写しの作成に要する費用を負担することとする。

イ 減額又は免除

市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、特定個人情報の写しの交付に係る費用を減額し、又は免除することができることとする。

2 保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求の手続（第 5 条～第 7 条関係）

保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けた保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報についても、行うことができることとする。

3 運用状況の公表（第 8 条関係）

市長は、毎年度、個人情報の保護に関する制度に係る運用状況を公表することとする。

4 小田原市個人情報保護条例の廃止（附則第 2 条関係）

小田原市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を廃止することとする。

5 経過措置

(1) 旧条例の手続等に関する経過措置（附則第 3 条関係）

4 による旧条例の廃止に伴う開示請求等及び審査請求に関する経過措置を定めることとする。

(2) 罰則に関する経過措置（附則第4条関係）

この条例の施行後における旧条例による保有個人情報の提供等に係る罰則の経過措置を定めることとする。

6 関係条例の整備（附則第5条～第7条関係）

次の条例について、この条例の制定に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（第6条及び第9条関係）

(2) 小田原市手数料条例（第24条関係）

(3) 小田原市重度障害者医療費助成条例（第11条関係）

[適用]

令和5年4月1日

議案第 85 号

小田原市個人情報保護審査会条例

[制定理由]

個人情報の保護に関する法律に基づき保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議等を行う附属機関として小田原市個人情報保護審査会を設置するため制定する。

[内 容]

1 設置（第 2 条関係）

次に掲げる事務を行うため、小田原市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置くこととする。

(1) 個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求につき、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。

(2) 個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。

2 組織（第 3 条関係）

審査会は、委員 5 人以内をもって組織することとする。また、審査会の委員は、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱することとし、その任期は、2 年とすることとする。

3 会長（第 4 条関係）

審査会に会長を置き、委員の互選により定めることとするほか、会長の権限について定めることとする。

4 会議（第 5 条関係）

審査会の会議は、会長が招集し、委員の 2 分の 1 以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

5 審査会の調査権限（第 7 条関係）

審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができることとするほか、審査会の調査権限について定めるこ

ととする。

6 提出資料の写しの送付等（第8条関係）

審査会は、5による諮問実施機関に求めた資料の提出又は審査請求人等から主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの主張書面又は資料の写しを当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとし、これに当たり、当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないこととする。

7 秘密の保持（第9条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

8 庶務（第10条関係）

審査会の事務は、市長が定める職員が処理することとする。

9 罰則（第12条関係）

7に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。

10 経過措置（附則第2条関係）

この条例の施行後における旧小田原市個人情報保護条例による審査請求の手續に係る経過措置を定めることとする。

11 小田原市附属機関設置条例の一部改正（附則第3条関係）

1による小田原市個人情報保護審査会の設置に伴い、これまでの小田原市個人情報保護運営審議会及び小田原市個人情報保護審査会を廃止することとする。

（別表関係）

[適用]

令和5年4月1日

議案第 86 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

[制定理由]

地方公務員法が一部改正され、国家公務員の定年の段階的な引上げ等に応じた地方公務員に係る定年制度の整備が行われることに伴い、本市職員の定年の引上げ等に関し整備が必要となる小田原市職員の定年等に関する条例ほか 12 件の条例を一括して改正する等のため制定する。

[内 容]

1 小田原市職員の定年等に関する条例の一部改正（整備条例第 1 条関係）

(1) 定年制度

ア 定年の引上げ（第 3 条関係）

職員の定年は、65 歳（現行は、医師以外の職員は 60 歳、医師は 65 歳）とすることとする。

イ 定年の引上げに関する経過措置（附則第 3 項及び第 4 項関係）

アによる定年の引上げは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 4 月 1 日までの間、次のとおり段階的に行うこととする。

期 間	定 年
令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳
令和 13 年 4 月 1 日以降	65 歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 対象となる職（第 5 条関係）

管理監督職勤務上限年齢の対象となる職は、管理職手当を支給される職（医師を除く。）とすることとする。

イ 管理監督職勤務上限年齢（第 6 条関係）

管理監督職勤務上限年齢は、60 歳とすることとする。

ウ 管理監督職勤務上限年齢に達した職員の降任等の基準（第 7 条関係）

管理監督職勤務上限年齢に達した職員の他の職への降任等を行うに当たっては、次の基準を遵守しなければならないこととする。

- (ア) 職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (イ) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (ウ) やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ段階又は下位の段階に属する職に、降任等を行うこと。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

- (ア) 管理監督職からの降任等の異動期間の延長（第8条関係）

他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の事由がある場合には、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間をいう。以下同じ。）の末日から1年以内で当該異動期間を延長し（延長は、最長3年間）、引き続き当該管理監督職として勤務させることができることとする。

- a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- c 当該職務を担当する者の交替が業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (イ) 特定管理監督職群における降任等の異動期間の延長（第8条関係）

他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職に係る標準職務遂行能力及び適性を有する職員が必要数に満たない等の事情があるため、欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる場合

には、当該職員の異動期間の末日から1年以内で当該異動期間を延長し（再延長可）、引き続き特定管理監督職群に属する管理監督職として勤務させること等ができることとする。

(ウ) 異動期間の延長等に係る職員の同意（第9条関係）

異動期間を延長する場合等においては、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととする。

(エ) 異動期間の延長事由が消滅した場合の措置（第10条関係）

異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に延長の事由が消滅したときは、当該職員の他の職への降任等を行うこととする。

(3) 定年前再任用短時間勤務制（第11条関係）

任命権者は、60歳に達した日以後に退職をした者（任期付職員、非常勤職員等を除く。）を従前の勤務実績等に基づく選考により、定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に採用することができることとする。

2 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（整備条例第9条関係）

(1) 特定日以後の昇給の基準（第5条関係）

60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の期間に係る昇給は、勤務評定に係る期間の全部を極めて良好な成績で勤務した場合に2号給昇給することを標準として規則で定める基準に従い決定することとする。

(2) 特定日以後の職員の給料月額等

ア 特定日以後の職員の給料月額（附則第4項及び第5項関係）

当分の間、特定日以後の職員（異動期間を延長された職員等を除く。）の給料月額は、当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとする。

イ 他の職への降任等をされた職員に係る特定日以後の給料月額（附則第6項～第10項関係）

他の職への降任等をされた職員に対しては、アにより当該職員が受ける給料月額のほか、特定日にアにより当該職員が受ける給料月額と他の職への降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給する等、必要な規定の

整備を行うこととする。

- (3) 地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備（第5条の2、第10条、第13条、第19条、第20条、第20条の2及び第30条関係）

従来の再任用制から定年前再任用短時間勤務制に移行することに伴う規定の整備を行うこととする。

- 3 小田原市職員の退職手当に関する条例の一部改正（整備条例第10条関係）

- (1) 応募認定退職に係る退職手当の基本額（第3条～第5条、第5条の3、第6条の3及び第7条関係）

(2)による定年前に退職する意思を有する職員の募集に応じ、任命権者の認定を受けて退職した者に係る退職手当の基本額は、定年退職者等に準じて算定する等、必要な規定の整備を行うこととする。

- (2) 応募認定退職の募集等（第8条の2関係）

任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員について、次に掲げる募集を行うことができることとするとともに、当該募集に係る手続、認定その他必要な事項を定めることとする。

ア 職員の年齢別構成の適正化を目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

イ 職制の改廃の円滑な実施を目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

- (3) 60歳以上の退職者の退職手当の基本額に係る経過措置（附則第7項～第9項関係）

当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（一定期間勤続した者に限る。）に係る退職手当の基本額は、定年退職者等に準じて算出することとする。

- (4) 特定日以後の給料月額退職手当に係る特例（附則第10項関係）

2(2)アによる特定日以後の職員の給料月額の改定は、退職手当の基本額の算出における給与の減額改定には、該当しないこととする。

- (5) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（附則第11項～第15項関係）

当分の間、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額については、原則と

して60歳と退職年齢との差の年数に応じた給料月額割増率とすることとする。

- (6) 地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備（第2条、第14条、第15条及び第17条関係）

従来の再任用制から定年前再任用短時間勤務制に移行することに伴う規定の整備を行うこととする。

4 関係条例の整備

- (1) 地方公務員法の一部改正等に伴う規定の整備（整備条例第2条～第8条、第11条及び第12条関係）

次の条例について、地方公務員法の一部改正等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

ア 小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例（第3条、第4条並びに附則第2項及び第3項関係）

イ 小田原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第2条関係）

ウ 小田原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（第3条関係）

エ 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第2条～第4条、第13条及び第20条関係）

オ 小田原市職員の育児休業等に関する条例（第2条、第10条、第15条、第16条、第23条～第26条並びに附則第3項及び第4項関係）

カ 小田原市職員の退職管理に関する条例（第2条関係）

キ 小田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第3条関係）

ク 小田原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（附則第11項及び第12項関係）

ケ 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条、第25条及び第26条関係）

- (2) 小田原市職員の再任用に関する条例の廃止（整備条例第13条関係）

小田原市職員の再任用に関する条例を廃止することとする。

5 暫定再任用制（整備条例附則第3条～第7条及び第15条関係）

- (1) 暫定再任用職員

任命権者は、施行日前に定年退職した者、1(1)イにより段階的に引き上げ

られる定年により退職した者等（以下「対象退職者」という。）のうち、65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）にある者であって、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る定年に達しているものを従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとする。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員

任命権者は、対象退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年相当年齢に達しているものを従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとする。

[適用]

令和5年4月1日

議案第 87 号

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

公職選挙法施行令が一部改正され、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担についてこれに準じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額の引上げ（第 4 条関係）

一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約における選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額を次のように引き上げることとする。

（1 日につき）

区 分	改 正 後	改 正 前
自動車の借入れ契約の場合	16,100 円	15,800 円
自動車の燃料の供給契約の場合	7,700 円	7,560 円

2 選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額の引上げ（第 6 条及び第 8 条関係）

選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額を次のように引き上げることとする。

（1 枚につき）

改 正 後	改 正 前
7 円 7 3 銭	7 円 5 1 銭

3 選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額の引上げ（第 9 条関係）

選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
算出基礎額（ポスター掲示場 1 箇所当たり）	541 円 31 銭	525 円 6 銭
加算額	316,250 円	310,500 円

[適 用]

公布の日以後その期日を告示される選挙について適用

議案第 88 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

[改正理由]

消防職員等に係る必要な人員数の確保を図る観点から、人事交流、研修等により派遣されている職員を定数に算入しないこととするため改正する。

[内 容]

規則で定める期間以上の期間派遣されている職員は、職員の定数に算入しないこととする。(第2条関係)

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 89 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準が一部改正され、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の共同住宅等に係る認定基準が見直されたことに伴い、その審査手数料について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 共同住宅等に係る単位住戸ごとの低炭素建築物新築等計画の認定制度の廃止に伴う措置（第 20 条関係）

共同住宅等の単位住戸に係る低炭素建築物新築等計画の認定基準が廃止され、共同住宅等に係る認定基準は、住宅部分全体を対象とするものに見直されたことに伴い、単位住戸の認定（既に認定されている低炭素建築物新築等計画の変更の認定を除く。）に係る審査手数料の規定を削除することとする。

- 2 その他

1 に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

公布の日

議案第 90 号

小田原市久野霊園条例の一部を改正する条例

[改正理由]

久野霊園に新たに合葬式墓地を設置することとし、その設置、管理等に関し必要な事項を定めるため改正する。

[内 容]

1 墳墓の種類（第 3 条関係）

久野霊園の墳墓の種類は、区画墓地及び合葬式墓地とすることとする。

2 合葬式墓地の使用に関する事項

(1) 埋蔵することができる焼骨（第 13 条関係）

合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、次のとおりとすることとする。

ア 使用許可の申請の際、申請者が現に有している焼骨

イ 使用許可の申請者が死亡した際の焼骨

(2) 焼骨の埋蔵場所（第 14 条関係）

合葬式墓地においては、使用許可日から 20 年間は納骨室に、20 年を経過した後は合祀室に焼骨を埋蔵することとする。

(3) 焼骨の容器の規格（第 15 条関係）

合葬式墓地に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める規格に適合するものでなければならないこととする。

(4) 焼骨の返還（第 16 条関係）

合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、次の場合を除き、返還しないこととする。

ア 納骨室に埋蔵されている期間内に使用者等から返還を求められた場合

イ 使用許可を取り消された場合

(5) 使用料及び管理料（第 17 条及び別表関係）

合葬式墓地の使用許可を受けた者は、使用許可を受けた際に次の使用料及び管理料を納付しなければならないこととする。

単 位	使 用 料	管 理 料
1 体	60,000 円	10,000 円

(6) その他（第 18 条～第 20 条関係）

管理料の減免又は徴収猶予、使用料等の不還付、使用許可の取消し等合葬式墓地の使用、管理等に関し必要な事項を定めることとする。

3 合葬式墓地の使用許可の対象に関する経過措置（附則第2項関係）

この条例の施行の日から起算して3年間は、合葬式墓地に係る使用許可は、区画墓地から合葬式墓地に使用する墳墓を変更する場合に限り、行うものとする。

4 その他

合葬式墓地の設置に伴う規定の整備を行うこととする。

[適用]

令和5年4月1日

事 件 議 案 說 明 資 料

議案第91号

指定管理者の指定について

小田原市鴨宮ケアセンターの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市鴨宮ケアセンター
- (2) 所在地 小田原市南鴨宮二丁目27番19号
- (3) 開設年月日 平成8年5月1日
- (4) 設置目的 居宅において援護を要する高齢者に対し、居宅介護支援及び通所による各種サービスを提供することにより、高齢者の居宅介護生活を支援する。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 居宅において援護を要する高齢者に対する、入浴、食事、機能訓練等デイサービス（通所介護）の提供に関すること。
- (2) 施設及び付属設備の維持管理に関すること。

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和4年9月28日
募集要項配布	令和4年9月29日～10月18日
説明会及び現地見学会 (希望者なしのため未開催)	令和4年10月7日
質問受付期間	令和4年10月7日～10月18日
申請受付期間	令和4年10月20日～10月31日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和4年11月8日

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
社会福祉法人小田原福祉会	小田原市穴部377番地	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護等

6 審査・協議の概要

小田原市福祉施設指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市福祉施設指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	中津川 英 二	小田原市福祉健康部長
委員	川 口 孝 典	小田原市福祉健康部副部長
委員	鈴 木 美 帆	税理士
委員	岡 田 健	小田原市民生委員児童委員協議会会長
委員	林 良 英	社会福祉法人小田原市社会福祉協議会常務理事

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。詳細は、次のとおりである。

社会福祉法人小田原福祉会

No.	審査項目	配点	得点
1	提供するサービスの向上について	50	42
2	施設等の維持管理や利用者に対する配慮について	50	42
3	安定した運営を行うための人員及び財政基盤について	50	44
4	鴨宮ケアセンターの特性について	50	42
5	その他公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	50	38
(合計)		250	208

この結果、小田原市福祉施設指定候補者選定委員会としては、社会福祉法人小田原福祉会が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 当期活動増減差額など、令和3年度の財務経営状況を示す各種指標はいずれも問題ないが、事業撤退の影響により落ち込んだサービス活動増減差額の改善を図られたい。

7 指定候補者

小田原市福祉施設指定候補者選定委員会における審査及び協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 社会福祉法人小田原福社会
- (2) 代 表 者 名 理事長 時田 佳代子
- (3) 所 在 地 小田原市穴部377番地

議案第92号

指定管理者の指定について

小田原城天守閣及び小田原城常盤木門並びに小田原城歴史見聞館の指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原城天守閣
所在地 小田原市城内6番1号
開設年月 昭和35年5月
設置目的 本市の観光の振興と歴史・文化教養の向上を図るため
- (2) 施設名 小田原城常盤木門
所在地 小田原市城内6番1号
開設年月 昭和46年4月
設置目的 本市の観光の振興と歴史・文化教養の向上を図るため
- (3) 施設名 小田原城歴史見聞館
所在地 小田原市城内3番71号
開設年月 平成10年4月
設置目的 市民の小田原城への関心を高めるとともに、本市の観光の振興に寄与するため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の使用許可に関すること。
(2) 施設の維持管理に関すること。
(3) 施設における事業の実施に関すること。
(4) その他市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 選定の方法

公募せずに、次の団体と協議をした。

団体名	所在地	設立目的（主な事業内容）
-----	-----	--------------

一般社団法人小田原市観光協会	小田原市荻窪 3 5 0 番地の 1	小田原市の自然、歴史・文化、産業など恵まれた地域資源を生かして観光振興を図り、その魅力を広く内外に発信することにより交流人口を拡大し、地域経済の活性化に寄与することを目的としている。
----------------	--------------------	---

【公募しない理由】

- (1) 当該団体は、上記設立目的を主な事業内容として設立された団体であり、これまでのソフト事業の実績や関係団体との連携から、天守閣等の魅力を効果的に発信できるとともに、交流人口の拡大、地域経済の活性化にまでつなげることができる唯一の団体である。
- (2) 小田原城という国指定史跡の一部管理を任すことのできる信頼のある団体であり、行政との協働（役割分担や連携）による運営を行うに当たり最もふさわしいパートナーである。
- (3) 受託者の経営努力による利益（当初予算以上の収益）を企業利益とせず、観光振興に再投資できる唯一の団体である。
- (4) 北條五代祭りをはじめ数多くのイベント事業を主催・後援しており、そうした現行の事業が小田原城の管理・運営を任せられた場合に最大限の相乗効果を生むことができる。

以上のことから、指定候補者は非公募とした。

5 選定までの経過

選定予定団体との協議	令和 4 年 7 月 2 4 日まで
第 1 回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和 4 年 7 月 2 5 日
第 2 回指定候補者選定委員会開催 (対象団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和 4 年 1 0 月 1 4 日

6 審査・協議の概要

小田原城天守閣等指定候補者選定委員会により、対象団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原城天守閣等指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委 員 長	田 尾 誠 敏	東海大学文学部歴史学科非常勤講師
委 員	浅 倉 直 美	駒澤大学文学部歴史学科准教授
委 員	鈴 木 美 帆	税理士
委 員	渡 辺 光 男	小田原市自治会総連合理事
委 員	武 井 好 博	小田原市経済部長
委 員	遠 藤 孝 枝	小田原市観光・美食のまちづくり担当部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って対象団体を採点した。詳細は、次のとおりである。

一般社団法人小田原市観光協会

No.	審査項目	配点	得点
1	施設の設定目的の達成や関係法令等の遵守及び規程の適切な管理	90	76
2	安定した管理の履行に必要な人員及び財政基盤	120	97
3	事業計画の取組の効果を最大限に発揮できる施設の管理運営能力	90	79
4	施設利用等の促進を目的としたプロモーション能力	90	69
5	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	90	64
6	社会貢献や地域貢献の取組	120	100
	(合計)	600	485

この結果、小田原城天守閣等指定候補者選定委員会としては、一般社団法人小田原市観光協会が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア アフターコロナの中でも管理施設の特性を生かし、提案内容の着実な実施に努めること。

イ 来訪者の歴史や文化の知識向上にも配慮した施設運営やプロモーションを行

うこと。

ウ 安定した施設運営を行うため、指定候補者の財務状況の一層の健全化に努めること。

エ 小田原城に関連した魅力あるミュージアムグッズなどの開発を積極的に行い、小田原城への関心を高め誘客を図ること。

オ 市外からの集客増を図るとともに、市民には小田原城に来場してもらい更に理解を深めてもらえるような施策を講じること。

7 指定候補者

小田原城天守閣等指定候補者選定委員会における審査及び協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 一般社団法人小田原市観光協会
- (2) 代 表 者 名 会長 外郎 藤右衛門
- (3) 所 在 地 小田原市荻窪350番地の1

議案第93号

市道路線の認定及び廃止について

1 認定する路線

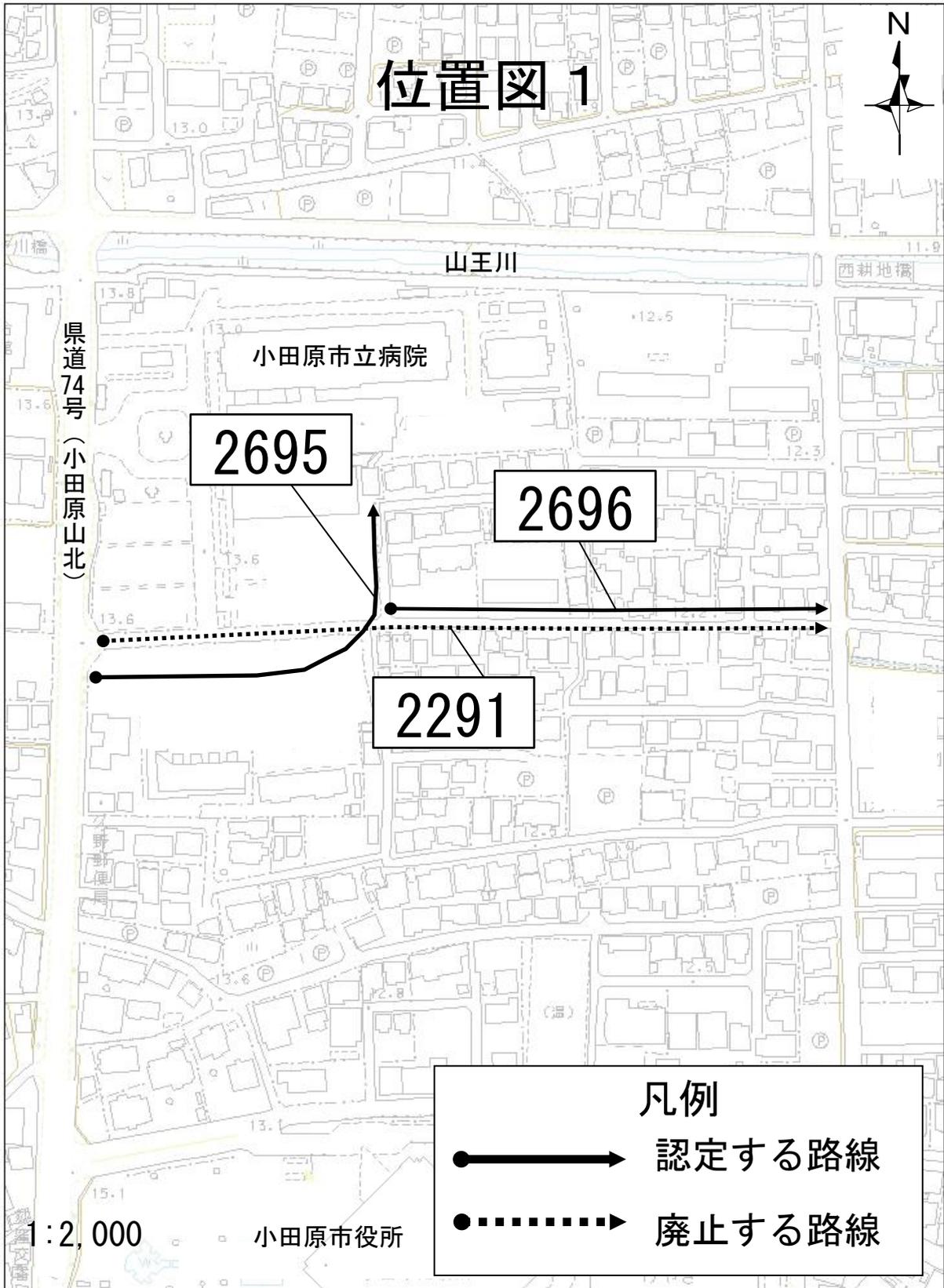
整理 番号	路線名	起 点	幅 員 m	延 長 m	摘 要
		終 点			
1	2695	久野字下馬下70番1地先	10.0 ~12.0	168.9	位置図1
		久野字下馬下66番5地先			
2	2696	久野字下馬下66番1地先	2.7 ~6.0	186.3	位置図1
		久野字下馬下33番1地先			
3	4874	中新田字水口12番5地先	4.5	53.9	位置図2
		中新田字水口12番9地先			
4	4875	南鴨宮一丁目199番5地先	4.5	46.3	位置図3
		南鴨宮一丁目199番11地先			
5	4876	成田字諏訪脇221番15地先	4.5	59.8	位置図4
		成田字諏訪脇221番11地先			
6	4877	小八幡一丁目674番12地先	5.0	85.6	位置図5
		小八幡一丁目674番6地先			

2 廃止する路線

整理 番号	路線名	起 点	幅 員 m	延 長 m	摘 要
		終 点			
1	2291	久野字下馬下69番1地先	2.7 ~6.0	298.3	位置図1
		久野字下馬下33番1地先			

市道路線認定・廃止調書

区分	路線数	延 長		摘 要
		増	減	
認 定	6	600.8m	——m	
廃 止	1	——m	298.3m	
計	7	600.8m	298.3m	

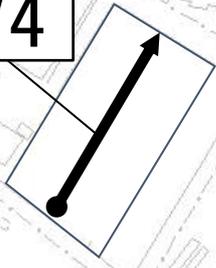


位置図 2



神奈川県内広域水道企業団
飯泉取水管理事務所

4874



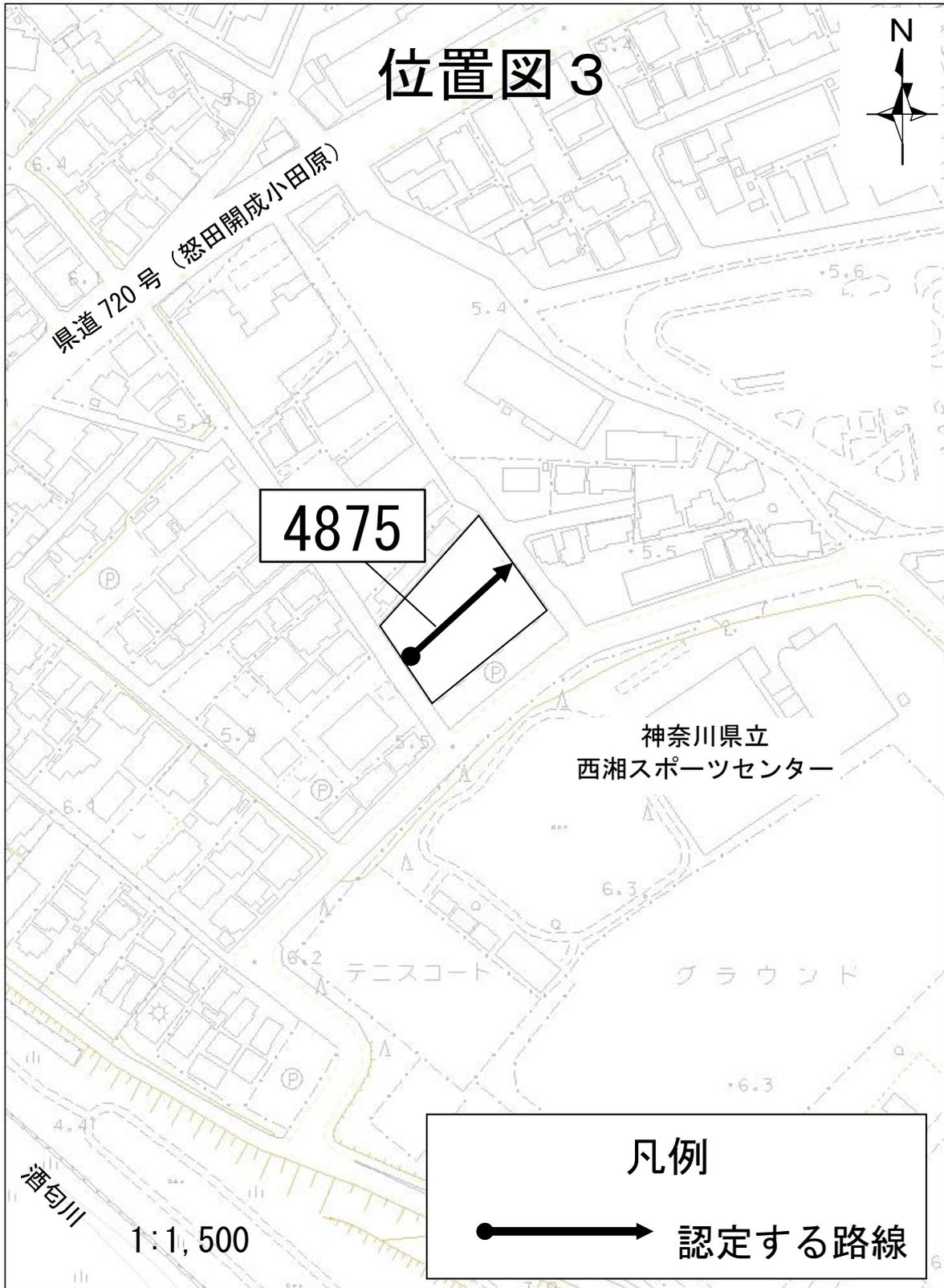
JR
東海道
新幹線

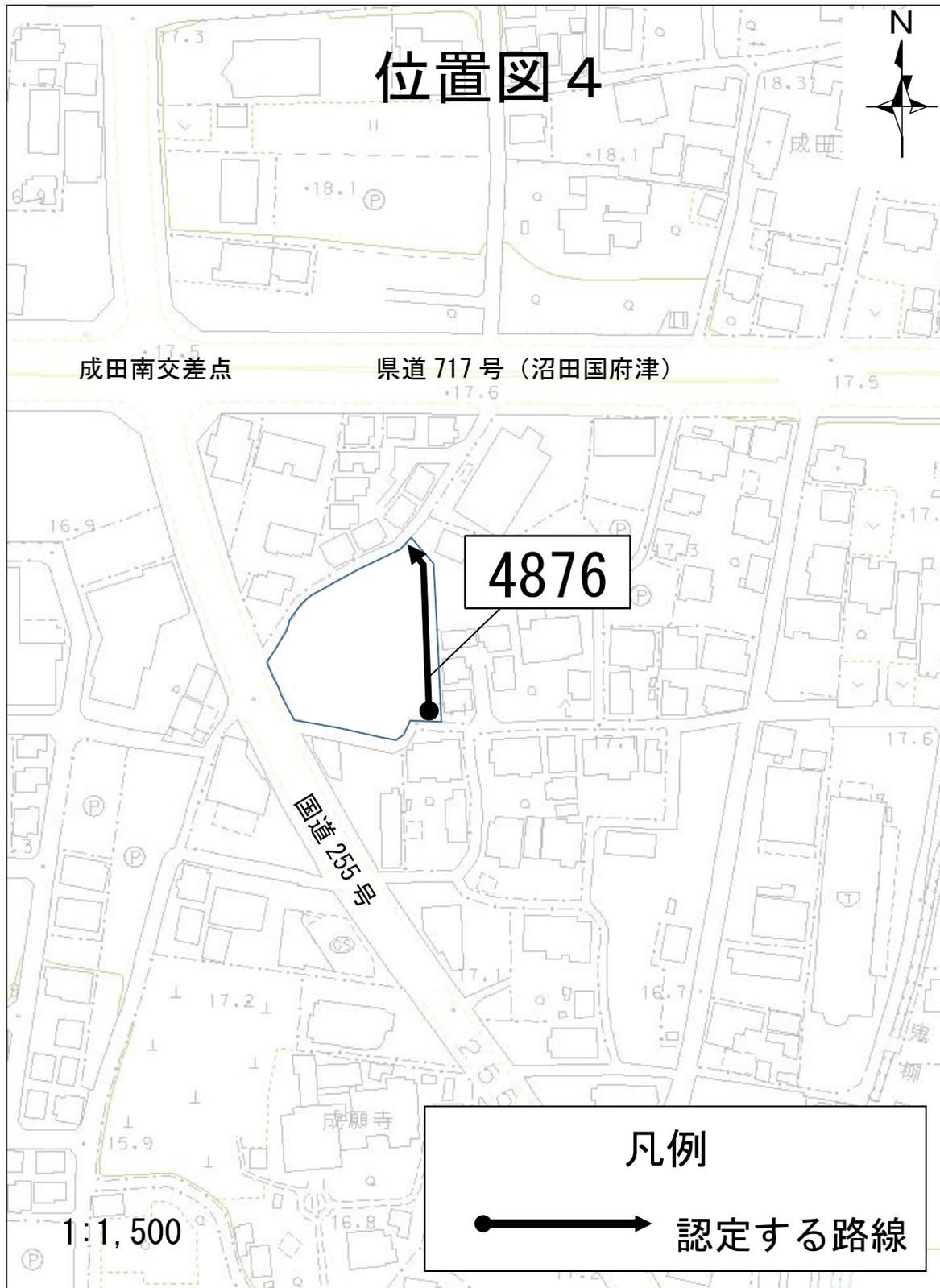
酒匂川

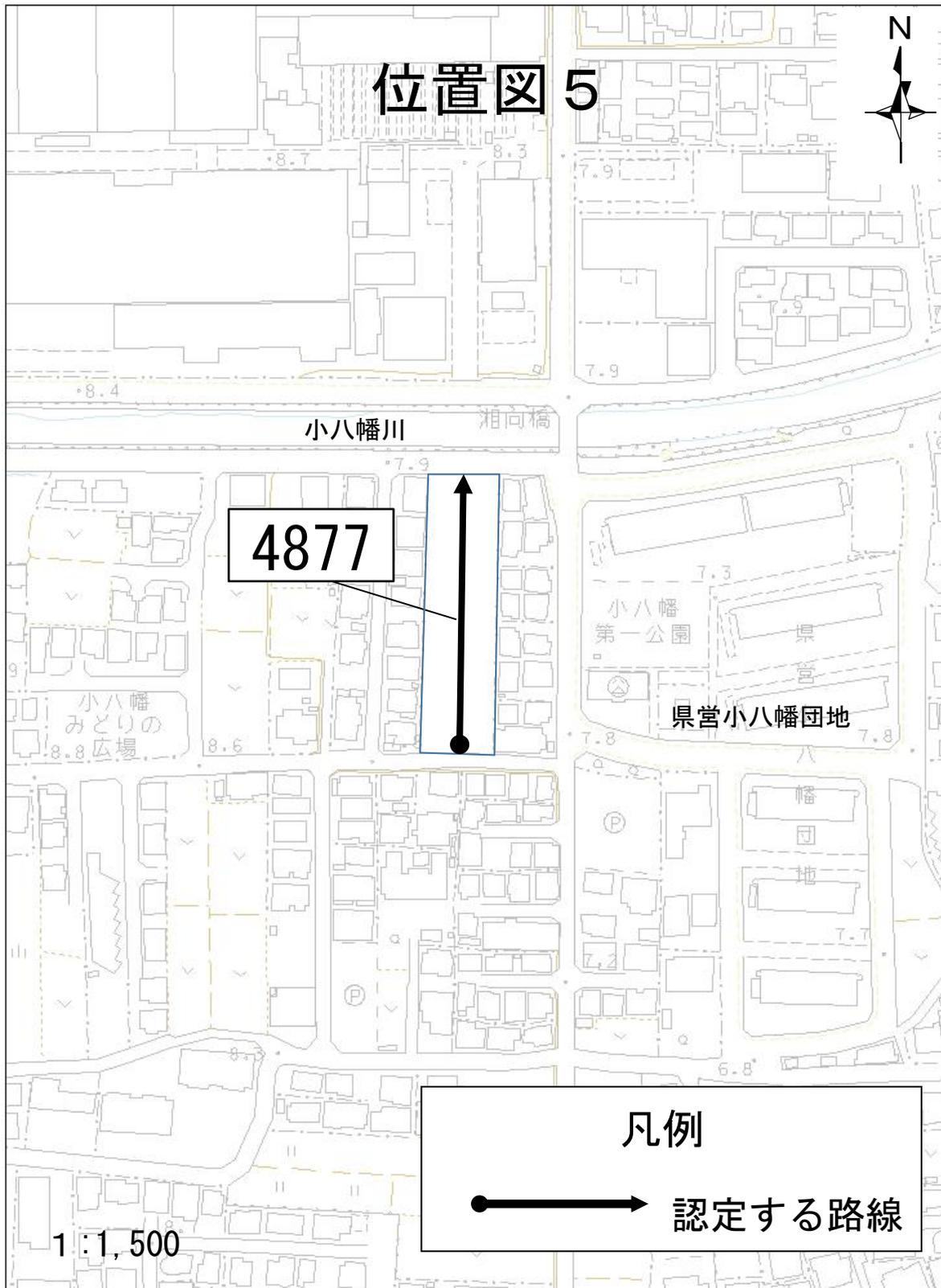
1:1,500

凡例

● → 認定する路線







議案第94号

町の区域を越えた町道路線の認定に係る承諾について

1 承諾する路線

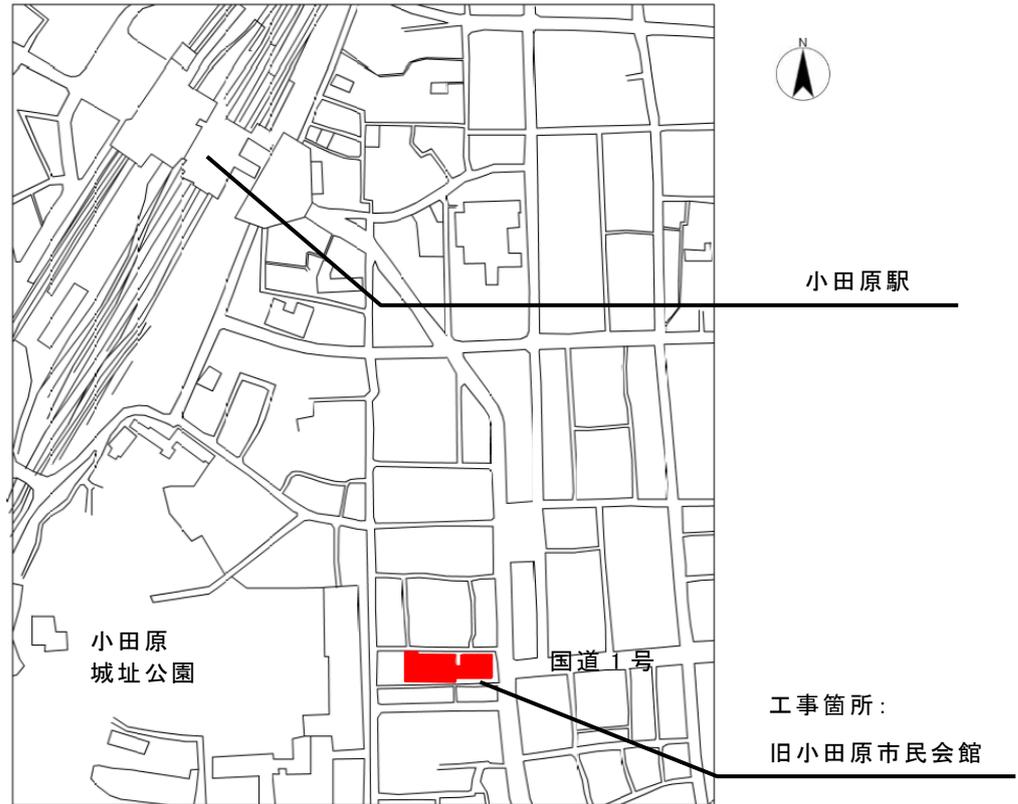
整理 番号	路線名	起 点	幅 員 m	延 長 m	摘 要
		終 点			
1	二宮町道 川 勾 1 1 号線	二宮町川勾字城山6番2地先	4.19 ~6.76	200.6	位置図
		二宮町川勾字城山28番1地先			
	うち 小田原市分	小田原市羽根尾字押切1番6	0.51 ~6.48	65.2	
		小田原市羽根尾字押切1番7			



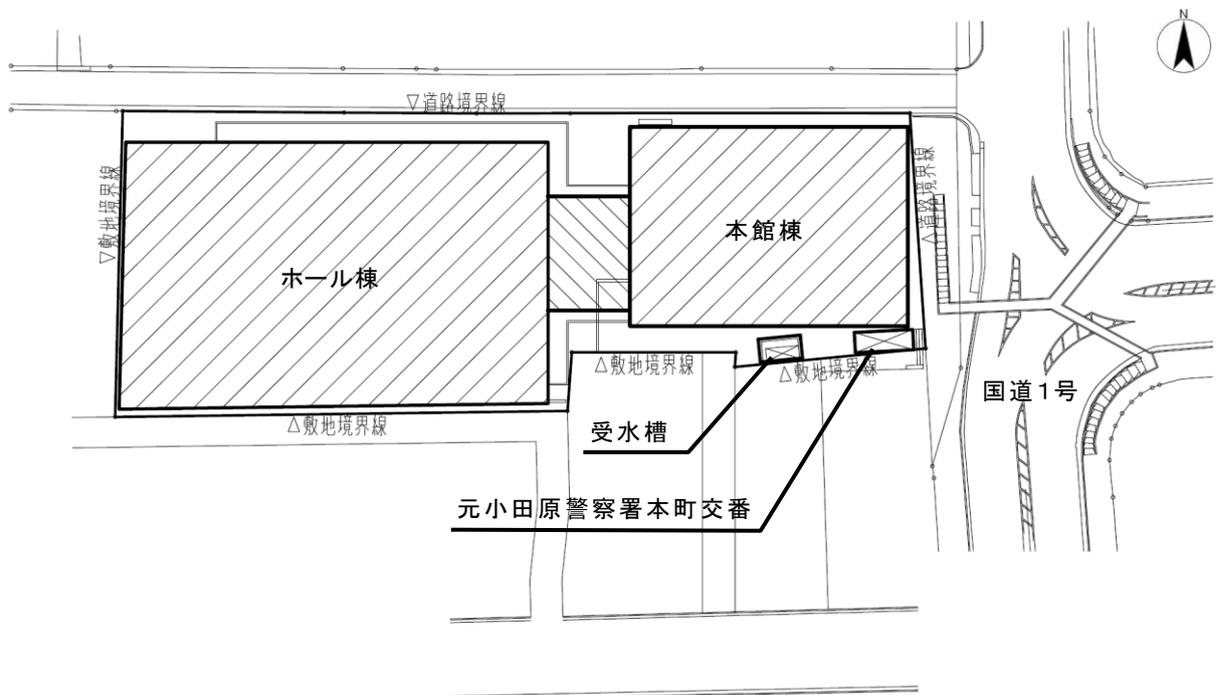
工 事 概 要

工 事 名	旧小田原市民会館解体撤去工事
工 事 箇 所	小田原市本町一丁目5番12号
施 設 概 要	<p>1 本館棟 構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 階 数：地上6階、地下1階 建築面積：956.65㎡ 延べ面積：5,244.71㎡</p> <p>2 ホール棟 構 造：鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造） 階 数：地上3階、地下1階 建築面積：1,059.68㎡ 延べ面積：3,469.44㎡</p> <p>3 受水槽 構 造：補強コンクリートブロック造 階 数：地上1階 建築面積：10.00㎡ 延べ面積：10.00㎡</p> <p>4 元小田原警察署本町交番 構 造：補強コンクリートブロック造 階 数：地上2階 建築面積：17.51㎡ 延べ面積：35.02㎡</p>
工 事 概 要	<p>上屋解体工事（本館棟、ホール棟、受水槽及び元小田原警察署 本町交番） 外構解体工事</p>

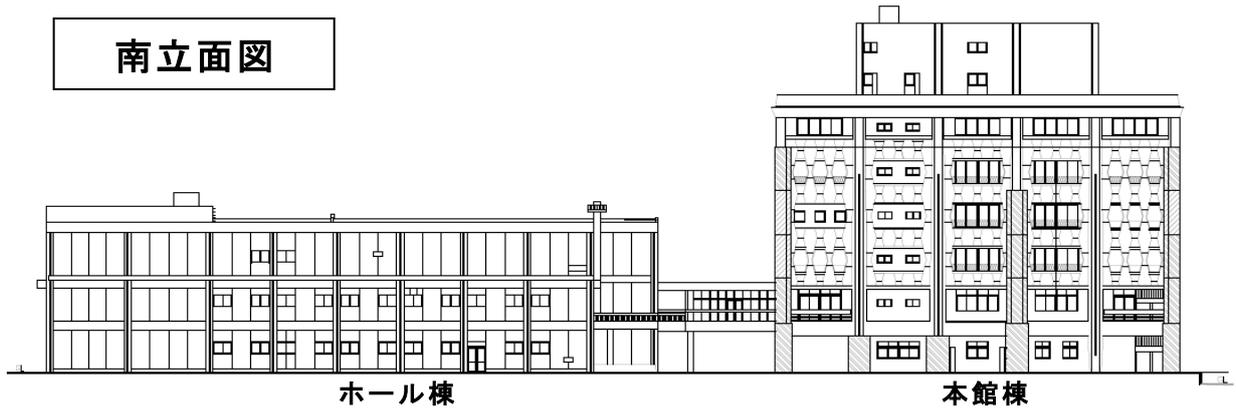
位置図



配置図



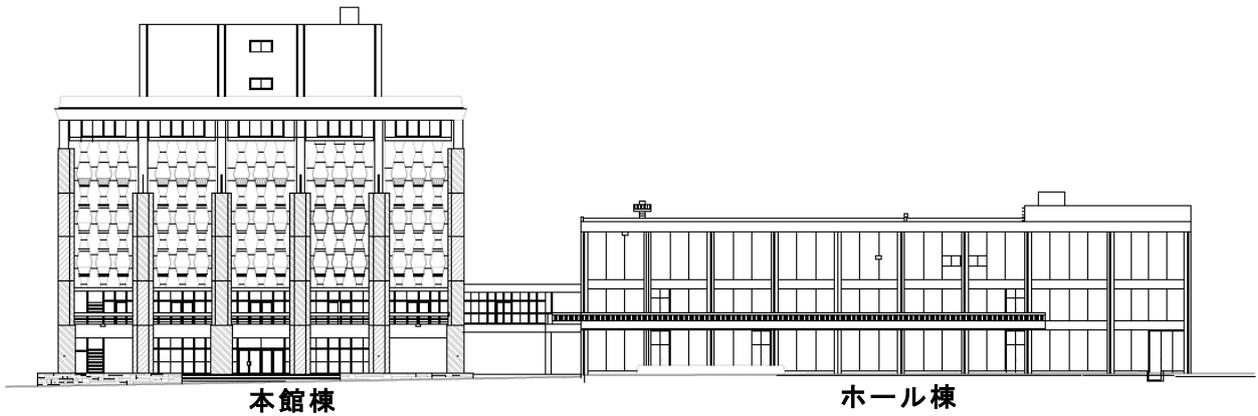
南立面図



ホール棟

本館棟

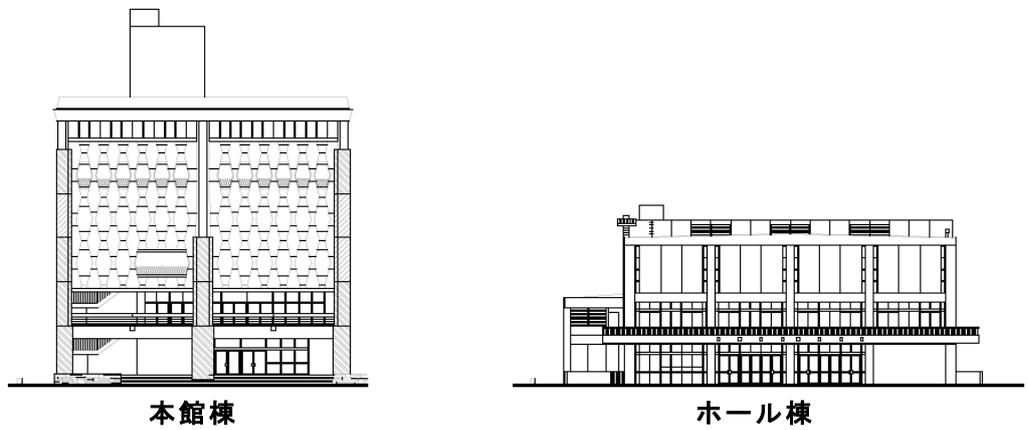
北立面図



本館棟

ホール棟

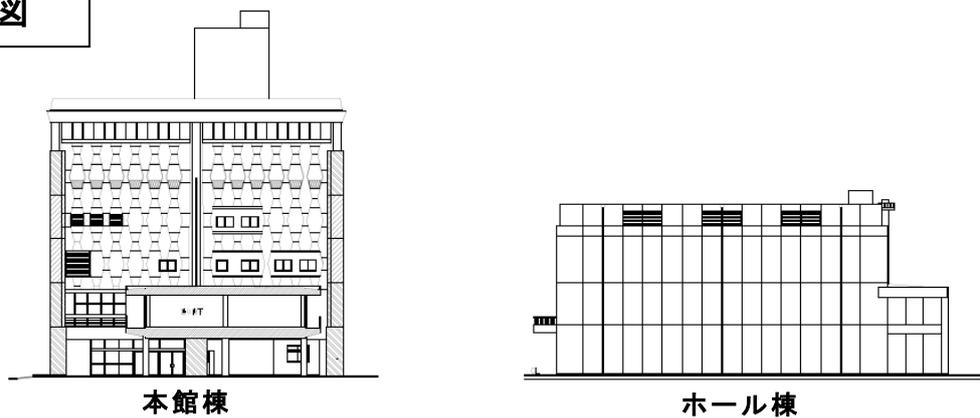
東立面図



本館棟

ホール棟

西立面図



本館棟

ホール棟

入札調書

件名：旧小田原市民会館解体撤去工事

開札日時：令和4年10月24日 午前10時00分

入札者名	第1回入札	第2回入札	摘要
司建設株式会社	683,679,600		
株式会社奥津建材	683,679,600		落札
有限会社アクア	683,679,600		
大伸建設株式会社	683,679,600		
山源建設株式会社	683,679,600		
瀬戸建設・加藤建設 特定建設工事共同企業体	683,900,400		
松浦建設株式会社	683,955,600		
株式会社秋山組	—		辞退

契約金額（税込み）752,047,560 円

予定価格（税込み）817,443,000 円

予定価格（税抜き）743,130,000 円

入札書記載金額の10%に相当する額を加算した金額が契約金額である。

※同価入札のため、くじ引きにより決定。

